

守秘義務規則

公益社団法人 愛知建築士会

第1条 本会が行う諸事業に関して取得する各種情報の管理に関する事項は、定款、個人情報管理規則に定めるもののほか、この規則の定めによる。

第2条 本会職員等は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第3条 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには個人情報管理委員会委員長の許可を要する。

第4条 個人情報管理委員会委員長は必要に応じて、秘密保持誓約書を対象各人から徴取することができる。

第5条 個人情報等の秘密データについては、本会事務所から持ち出さないこととする。

第6条 在職中は、個人情報又は業務上の秘密等のデータ取扱い等に関する本会のルール又は指示を遵守する。

第7条 退職時に、本会の業務上の情報・秘密等につき、決して持ち出さず、また原本、コピー並びにフロッピーディスク等の関係資料は本会に返還しなければならない。

第8条 本会職員等は守秘義務規則第1条から第6条までに違反し、あるいはその可能性ある行為を行い、又は行おうとしている状況を見聞した場合は、直ちに上司に報告しなければならない。

第9条 この規則の設定、変更及び廃止は理事会の決議により行い、総会の議決を要する事項については総会の承認を得るものとする。

附則

この規則は、理事会において議決された日より施行する。

平成23年12月9日 理事会制定